

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第5章 個別事業に対する外部監査の結果及び意見（各論）	
1 総合的な環境行政の推進事業	
(1) 環境基本計画策定事業	
<p>【意見1－1】環境基本計画に掲げられた各事業については、可及的に具体的な指標を設けるべきである。また、指標を決定した理由等が把握できるよう計画を策定することを検討すべきである。</p>	<p>環境基本計画は、各事業の推進を図ることを目的として策定されるものであるが、エコビジョン2020とエコビジョン2040を比較した場合、具体的な指標がなく、進捗を明確に把握することができない事業や具体的な指標において進捗が認められない事業が散見された。このように単に環境基本計画に事業を掲げるのみでは、その目的を達成することができないのであるから、環境基本計画において各事業について具体的指標を設けること、仮に、指標を設けないとしても、各事業の進捗が把握できる工夫を検討すべきである。</p> <p>令和6年度に環境基本計画（エコビジョン2040）の見直しを行うこととしており、その際には、指標設定の理由を整理した上で、具体的な指標の追加を検討することとした。</p> <p>なお、計画に掲げる事業の進捗状況は、毎年度実績評価において、評価点のみではなく、前年度の実施状況や問題点、今後の施策展開等について、具体的に評価し、公表するなど、各事業の進捗が把握できるよう工夫しているところである。</p>
【指摘事項1－1】事業所に対する意見聴取の対象数等を検討すべきである。	
<p>環境基本計画は、岡山県の環境政策の根幹をなす計画であり、かかる環境基本計画の策定にあたっては、単に県民の意見の傾向を把握するだけではなく、広く県民及び事業者の意見を集約することが望ましいことはいうまでもない。</p> <p>現状では、事業者からの意見聴取については、慣例的に許容される誤差（5%）に収めるためのサンプル数が不足しており、事業所の意見を十分に集約したとは言い難い。</p> <p>なお、意見の集約方法として、現在では郵送による方法が採用されているが、インターネットによる意見聴取等を利用することで、多額の費用を投じることなく多くの県民の意見を集約することは可能であると思われる。</p> <p>このように、次回に環境基本計画を策定する際には、意見を聞く対象となる事業所を拡大することについて検討されたい。</p>	<p>令和6年度に環境基本計画（エコビジョン2040）の見直しを行うこととしており、その際には、意見聴取の対象事業所を拡大することとした。</p>

(3) エコパートナーシップおかやまの活動推進事業

【意見 1－2】エコパートナーシップおかやまの活動目標等明確な成果目標を立てたうえで活動を推進すべきである。

エコパートナーシップおかやまは、行政等と共に地球温暖化防止のための活動を行うことが期待されており、単に行政の環境保全活動の報告を受けるのみでは、その目的を果たしているとは言えない。エコパートナーシップおかやまが積極的に環境保全活動に取り組むよう明確な成果目標を立てて活動を推進すべきであって、かかる経過が県民に把握できる状況にすることを検討すべきである。

エコパートナーシップおかやまは、地球温暖化防止対策をはじめとする環境保全活動を、県民団体、事業者団体、行政等の協力体制のもと、県民総参加の取組として積極的に推進することを目的とし活動している。

着実に環境保全を進めるためには、構成する77の団体それぞれが取組可能な分野で活動を積み重ねていくことが重要であり、毎年度、各団体ごとに活動計画が立てられ、実績を報告してもらっている。

このため、エコパートナーシップおかやま全体として一律に成果目標を立てることは各団体で取組可能な分野が異なるため困難であるが、活動内容については、ホームページに掲載する等により、引き続き県民への周知に努める。

(4) 環境白書作成事業

【意見 1－3】環境基本計画に掲げられた各事業について、自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。

環境基本計画において、具体的な指標が求められていない事業が多く、その結果、環境白書においても、事業の進捗を評価できない状況にある。

また、事業の達成度が自己評価とされているところ、この点について環境審議会において指導・助言がなされているものの、現状では、環境白書に期待されている確認・評価が十分に機能していないと思われる。

したがって、環境基本計画に具体的な指標を設けるとともに、達成度の評価については、外部による評価制度等自己評価ではなく客観的な評価がなされるよう検討すべきである。

環境基本計画（エコビジョン2040）に掲げる事業については、計画策定時に可能な限り具体的な指標の設定に努め、指標に基づいて客観的に評価できるよう定量的な評価基準を設けるとともに、指標のない事業についても、実績等に基づいた評価基準となるよう工夫しているところである。

また、事業の進捗については、引き続き環境審議会等において客観的な評価がなされるよう取り組む。

(5) 環境審議会運営事業

【意見 1－4】環境審議会の役割を果たすため、議事録の在り方等を検討すべきである。

環境審議会は、環境基本法に基づいて設置される組織であり、岡山県の環境基本計画が適切に実行されているかを専門的な知見からチェックすることが期待されているが、現状の議事録の在り方では、環境審議会の委員からの助言を十分に活用できないと思われる。

事務局において作成する議事録（議事概要）には、議事における委員及び事務局職員の発言は漏れなく記載している。

環境審議会がその役割を十分に果たすように、委員からの助言について、漏れなく議事録に記載する等の対応を検討すべきである。	
3 景観形成推進事業 【意見 1－5】「晴れの国おかやま景観計画」の基本事項の内容を踏まえて、本事業を遂行すべきである。	
現状の本事業の内容は、晴れの国おかやま景観計画を十分に実現する内容となっていなすことから、同計画の基本事項を踏まえた事業内容とすることを検討すべきである。	景観計画の基本的事項に掲げる県民との協働を進めるため、令和3年度から市町村と連携して県民参加型のワークショップを開催しており、これにより計画の全ての基本事項を踏まえた事業内容とした。
6 人形峠環境技術センターに係る環境放射線の監視測定等	
(3) 広報調査等事業	
【意見 1－6】視察や研修の成果目標を明確に定めるべきである。	
本事業の視察や研修について、その意義を否定するものではないが、その成果を明確にしなければ、事業の有効性や効率性を判定することができない。 特に、研修に関しては、その参加人数、開催期間等について、検討する必要があると考える。	事業実施前に視察や研修の成果目標を明確に示すとともに、実施後には参加者へのアンケート等により成果を検証している。 また、研修については、令和4年度から講義部分を各所属でWebにより受講する方式に変更するとともに、現地見学を日帰りにするなど、効率化を図った。
1 地球温暖化対策の促進事業	
(1) クールビズ・ウォームビズ県民運動事業	
【指摘事項 2－1】「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」についてアンケート調査を実施して今後の事業推進に活用する等、本事業の有効性を検証する手段を確立すべきである。	
現在、岡山県庁で「クールビズ県民運動」、「ウォームビズ県民運動」を実施しているが、実際に当該運動を体験している県庁職員及び来庁者に対してのアンケート調査は実施されていない。	事業の有効性を検証する手段として、アンケート調査を実施することとし、令和4年度は県職員を対象としたアンケート調査を実施した。
職員が実際に取り組んでみてのよかつた点、改善すべき点の振り返り、及び、来庁者がどのように感じているか、また、自社でどのように取り組むべきと感じているかについてアンケート調査を実施し、今後の事業推進に活用することは有用であると思われる。クールビズ・ウォームビズという言葉が世間一般的にある程度浸透してきた今、現状維持ではなく、事業の有効性を高めること及びその対象範囲を広げることが求められる。	

また、本事業は、毎年同様の取組が継続的に実施されているものの、裏を返せば、事業の有効性が検証・評価されないままとなっている。

当該事業をよりよいものにしていくためには、本事業の有効性を評価し、次年度以降の取組に反映させる仕組みを検討するべきである。

(2) COOL CHOICE! 推進事業

【意見2-1】「おかやまCOOL CHOICE! サポーター」事業の有効性を再検討すべきである。

本事業は、募集人員が年20名で県内大学生に募集チラシを配布するなどして参加を呼び掛けている。

ただし、募集人員20名と規模が非常に小さいところ、ボランティア保険料や旅費等を措置する必要性から人員を制限せざるを得ず、担当室において、募集人数を大幅に増加させることができることが困難な状況にあることが窺えた。

しかしながら、岡山県は、平成30年度豪雨災害の被災県であり、かかる豪雨災害が地球温暖化と切り離して考えることができないことを踏まえれば、岡山県は、率先して地球温暖化の対策に取り組むべきと思われる。

かかる地球温暖化対策の一つである本事業においては、募集人員を20名に限定する必要はなく、岡山県としてより裾野を広げるべきであると考える。

事業をより有効なものとするため、令和4年度から、募集人員を限定しないこととした。

【指摘事項2-2】「おかやまCOOL CHOICE! サポーター」事業の広報方法を検討すべきである。

おかやま COOL CHOICE! サポーターの募集人員は、年間20名であるが、その応募チラシは1500部作成されている。当該チラシを県内大学に配布し、余った部数はイベントで配布したり県の関連施設に置いてあるとのことであるが、令和2年度は募集人員20名に対して、実に15名が継続申込であり、チラシのほとんどが募集に結びついていない可能性がある。

募集チラシをより魅力的なものにすること、募集方法、チラシの配布部数、配布場所等について再検討すべきである。

令和3年度に事業の趣旨等の情報が伝わりやすいようにチラシのデザインを変更した。

また、令和4年度から配布用チラシの作成部数を600部に減らすとともに、新たにラジオ等を活用した広報を行った。

【指摘事項2-3】「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」事業の参加企業について、登録後の取組状況についても定期的に確認すべきである。

現状において、「おかやまCOOL CHOICE！宣言企業」は、参加申込時に取組状況を確認するものの、登録後の取組状況の確認は十分とは言い難い。

また、参加自体も更新制ではなく、一度登録すれば、登録が取消されることもない。

参加企業からすれば、当該事業に参加していることを企業のPR材料にするというメリットがあるが、現在の運用では、宣言企業の取組状況は十分に把握することができず、事業 자체が形骸化する恐れがある。

以上より、登録後の取組状況についても、定期的に確認することで、より効果的な事業になると考えられる。

令和4年度から定期的にメール等で各企業・団体の取組状況を把握することとした。

(3) アースキーパーメンバーシップ推進事業

【意見2-2】会員数の増加に主眼が置かれ、アースキーパーの環境保全活動の普及促進という観点からは活動状況の把握が不十分であることから、目標設定を検討すべきである。

2020年度の会員数が1万4000人という目標を掲げており、かかる会員数によって、事業成果の検証は可能である。

もっとも、本事業の目的は、県民に対して省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ることにあり、県民の1人1人が省エネ重視のライフスタイルへと転換することにあるところ、会員数が増加したとしても、アースキーパーが具体的な環境保全活動を行わなければ、上記の目的を達成できない。

この点、当該制度は、アースキーパーとしての活動を全くしていなくてもメンバーシップ資格は剥奪されない。

また、アースキーパーの環境保全活動を促進するために、会員が行った活動に関連してポイントを付与する方法を採用しているが、令和2年度に実際にポイントを付与した会員数は779名（県民版13,591、事業所版576 計14,167）にとどまっており、会員数の増加に伴い、アースキーパーの環境保全活動の普及促進が図られているか不明である。

会員数の増加は、客観的な数値目標として把握しやすいが、各会員の活動状況が伴わなければ、本来の事業目的は達成されないため、会員の活動状況がより分かる仕組みが必要であると考える。

令和3年度から会員が投稿する取組情報は原則として全てホームページで公開するなど、活動状況が相互に確認できるようシステムの仕様を見直した。

引き続き、会員の環境保全活動の普及促進という観点から、一層の活動状況の把握に努め、より適切な目標の追加を検討する。

【意見2-3】アースキーパーメンバーシップの事業所版（法人会員）と「COOL CHOICE！推進事業」の棲み分けを検討すべきである。

本事業において、事業所向けの広報は特になされておらず、事業者については「COOL CHOICE！推進事業」へと誘導されているとのことであった。

このように事業所に対しては、同様の事業が重複する事態となっていることから、2つの事業の棲み分けについて検討すべきである。

アースキーパーメンバーシップの事業所版は、会員に対して、環境家計簿機能やメールマガジンによる環境関係情報などを提供し、各事業所内において温暖化防止に向けた自主的な取組を促進することに重点を置いている。

一方、COOL CHOICE！推進事業は、国民運動「COOL CHOICE！」に賛同し、積極的な取組を宣言する企業が、自社ホームページ等を活用して具体的な取組内容を発信するなど、外部へのPRに重きを置いており、両方の事業を実施することにより相乗効果が生まれている。

(5) 温室効果ガス算定・報告・公表制度集計分析事業

【意見2-4】温室効果ガス算定結果及び岡山県内温室効果ガス排出量の算定及び分析結果をもとに、県の実施する事業との関連性についても分析を行うことを検討すべきである。

委託業者から提出された温室効果ガスの増減分析資料には、「1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しているため」との記載がある。

また、岡山県が実施している各事業との関連の分析は、仕様書で求められておらず、報告はなされない状況となっている。

この点、1世帯当たりのエネルギー消費量が減少しているとの報告を受けたとしても、今後岡山県としてどのようなアクションを起こすべきかの資料とすることができない。

施策との関連性を分析することにより将来の事業遂行に役立てることができると思料するが、現状の分析結果は、次へのアクションに直接結びつくものではない点が問題であると考えるため、施策との関連性の分析についても委託内容に含めて報告を求める検討されたい。

本事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県内の温室効果ガス排出量に係る算定を行うものであり、併せて統計情報等との関連性の分析を行うものである。

施策との関連性について分析を行うためには、施策による成果を数値化し、どれほどエネルギーの増減に影響を与えたかといった計算が必要となるが、環境政策においては定量的な成果測定が困難な側面がある。

引き続き、本事業において得られる分析結果も参考にしながら、効果的な施策立案に努めていく。

(7) 住宅用省エネ・蓄エネ等設備導入促進事業

【意見2-5】当該事業の有効性をコストとベネフィットの観点から検討すべきである。

当該事業は多額の予算が付けられているものの、コストとベネフィットの観点から、有効な事業なのかどうかが検討されていない。

省エネ・蓄エネ等の設備の導入を補助すれば、省エネに効果があることは理解できるが、

省エネ対策の費用対効果は、費用及び効果の定義によって変わりうるため単純に定量化することは困難であるが、投入した予算に対して最大の効果が得られるよう事業を工夫していく。

多額の予算を考えると、投入された予算に見合うだけの効果があるのか不明である。

コストとベネフィットの観点から、当該事業の有効性を検討する必要があるものの市区町村の補助事業という点を踏まえ、意見として述べるに留める。

2 新エネルギーの推進事業

(2) 電気自動車等普及促進事業

【指摘事項 2-4】公用車として導入しているEV車について、一般車に優先して利用する仕組みを検討すべきである。

県公用車への導入により、普及促進に努める目的でEV車30台を保有しているが、一般車に優先して利用するなどの取り決めはなく、利用実績は高くない。

予算を投じて、保有するだけでは普及効果は得られず、EV車を公道で走らせて初めて普及効果があることから、岡山県として一般車に優先して利用する仕組みを検討すべきである。

例えば、公用車としてEV車を利用する県職員に対してアンケート調査を実施し、利用促進の方策を検討することが考えられる。

【意見 2-6】県の職員が公用車としてのEV車を利用した際のアンケート調査を実施し、当該内容を公表することを検討すべきである。

現状では、試乗モニターなど外部人員を使った啓発活動は行っているが、県職員が公用車としてのEV車を使ったうえでのアンケートは実施されていない。

公用車としてのEV車を取得するのみでは、普及効果はなく、それをどのように活用するか、また活用した結果、どのようなメリット・デメリットがあるかという情報を公開することで初めて、保有資産を有効活用したことになると考えられる。

追加的なコスト不要で実施できることであり、是非、検討していただきたい。

【指摘事項 2-5】試乗モニター事業における効果の検証について、より適切な方法を検討すべきである。

EV車の魅力発信事業として、試乗モニター事業を実施している。

当該事業は、一般モニターとして県民に一定期間試乗していただき、充電や外部給電機能などその特性を実感し、SNS等で発信してもらう事業及び著名人をモニターとして同様にSNS等で発信してもらう事業である。

令和4年度に機会あるごとにEVの優先的な使用を呼びかけるとともに、管理办法の見直しや、車両の適正配置を行った。

あわせて、EVの稼働率が低い事務所を複数回訪問し、積極的なEVの使用について働きかけを行った。

令和4年4月に県職員を対象としたEVに関するアンケートを実施したところであり、この結果をEVの普及啓発事業の検討に活用していく。

当該事業は令和3年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、より適切な効果検証を行う。

一般モニター、著名人モニターとともに発信効果は少なからずあるものの、実際のEV車の購入という効果の測定までは行われておらず、支出に見合う効果があるのか判断出来ない（確かに、EV車の価格等を考慮すれば、啓発効果によってEV車の販売台数が増加するというものではないことは理解できるものの、成果の指標がなければ事業効果が測定できないことから、最小の経費で最大の効果が生じているかを検証するうえでより適切な成果目標の設定が不可欠である。）。

また、アンケートを取り忘れた場合、当該事業の目的は達成されておらず、取り忘れたまま放置されていることは問題であることから、改善を検討されたい。

【意見2-7】試乗モニター事業として、著名人モニター7名を選定し、SNS等で発信してもらっているが、支出に見合う効果について一見して明らかでないことから事業の実施方法について検討すべきである。

著名人モニターには、県内民放5局のアナウンサー各1名及び地元プロスポーツチームを選定しており、合計で450万円の支出となっている。

2週間試乗をするとともに、テレビ・ラジオ、SNS等で積極的に発信してもらうものであるが、現実として、著名人のSNS等のアクセス数は必ずしも高いとはいえない（「いいね」がなされたのが20件台から多くて600件である。）。

本事業の有効性を否定するものではないが、上記の成果と執行された予算額を考慮すれば、改善の余地があると思われることから、事業の実施方法を工夫すべきであると考える。

当該事業は令和3年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、より効果的なものとなるよう実施方法を工夫する。

3 環境マネジメントの促進

(1) 環境マネジメント推進事業

【意見2-8】外部評価委員会の報告書の内容を充実させることを検討すべきである。

本事業は、岡山県が消費者、事業者として率先的に環境負荷の低減を図るために、本県独自の「岡山環境マネジメントシステム（EMS）」を運用することを目的としており、かかる目的を達成するため、県内有識者等を評価委員会として委嘱し、EMSの運用状況等についての評価や意見の聴取を行うものであるが、外部評価委員会の結果記録書は、簡素なものとなっている。

この点、議事録の分量をもって評価委員会

外部評価委員会では全ての外部評価委員から意見をいただいている。

また、外部評価委員会結果記録書は、各委員の専門的かつ客観的な見地から分析及び評価を行い、環境管理責任者に対してシステムの継続的改善について必要な提言等を行うために作成するという趣旨を踏まえた上で、できるだけ詳細なものとなるよう努めた。

の存在意義が左右されるものではないものの、岡山県は、委員に対し、日当と旅費を支給して、委員からの意見をいただいている立場である。

このような点を踏まえると、全ての外部評価委員から意見をいただいたうえで、その意見を可及的に結果記録書に反映させることで、岡山県の環境マネジメントシステムの取組状況について県民に明らかにすることを検討すべきである。

1 水質保全対策事業

(11) 生活雑排水対策推進事業

【意見 3－1】本事業の成果を把握するための指標の設定や方策を検討すべきである。

本事業の成果を定量的に明らかにすることは容易ではなく、個別の事業の成果を検証することはできないとの反論があることも理解できる。

しかしながら、事業の成果を判定できなければ、当該事業における支出の合理性や効率性を検証することはできず、PDCAサイクルも機能しない。

本事業のように県民に対する啓発を目的とする事業の成果判定については、事業にアンケートを実施することが成果を把握する一つの手法と考えられる（個別の事業について逐一アンケートをすることは困難であると思われるものの、環境企画課において県民の意見を集約するためにアンケートを実施しており、かかるアンケートにおいて、担当課からアンケート項目を追加するよう依頼するなどの対応も考えられる。）。

このような成果指標を設定するための方策を検討すべきであると考える。

令和6年度に実施予定の環境に関する県民等意識調査などを活用して、県民の水質保全意識や生活排水対策に係る実践活動の取組の状況等を可能な限り定量的に把握し、成果指標を設定することとした。

(13) 自然海浜保全対策事業

【意見 3－2】解説看板の設置による啓発の効果を把握するための方策を検討すべきである。

本事業は、自然海浜保全地区である旨を表示した標識を設置する等周知のために必要な措置を行うことにあり、単に看板を設置することが目的ではない。

そのため、看板設置によって、どれだけの県民に自然海浜保全地区であることを認知してもらえたかを把握することは、PDCAサイクルを実施するうえで不可欠であると考える。

この点、看板設置の効果を定量的に測定することは容易ではないものの、県民から意見

令和6年度に実施予定の環境に関する県民等意識調査などを活用して、自然海浜保全地区の認知度等を可能な限り定量的に把握し、成果指標を設定することとした。

を聴取するアンケートにおいて、アンケート項目に追加する、自然海浜保全地区の利用者にアンケートをとる、その他県のホームページを通じて、県民の認識を確認すること等の方法で解説看板の啓発効果を検証することは可能であると思われる。

したがって、解説看板の設置による啓発効果の検証について検討すべきと考える。

3 化学物質対策

(2) ダイオキシン法施行事業（ダイオキシン法常時監視事業）

【意見3-3】委託契約における委託費用が増加することがないよう財務事務の執行については留意すべきである。

一般競争入札の手続き等によって、委託金額の相当性を確保したとしても、その後に委託料が増額することとなれば、かかる手続きの意味が失われることから、財務事務の執行については、契約後に委託費用が増加することがないよう留意すべきである。

委託費用が増加した要因は、試料採取場所管理者との調整不足により追加調査が必要となったためであり、令和4年度調査からは、従前より1月早く調整を開始し、調整期間を十分に確保することとした。

6 循環資源情報提供システム運営・保守事業

【指摘事項4-1】循環資源マッチングシステムの運営について検討すべきである。

過去数年間にわたって、循環資源マッチングの成立実績が極めて少ない状況にある。

この点、マッチングがいったん成立すれば、その当事者間で循環資源のやり取りがなされる可能性があることから、マッチングの成立件数が収斂することは理解できるもののマッチングの成立実績を踏まえると事業効果が疑わしいと言わざるを得ない。

循環資源情報提供システムは、循環マッチングのみを目的として運用されているものではないことから、循環資源に関するマッチングの成立件数が乏しいとしても、かかるシステム全体の有効性を否定するものではないが、循環資源に関するマッチングの成立件数が伸び悩んでいることを踏まえ、広報の在り方や本事業の活用等その運営について検討する必要があることは明らかであることから、循環資源マッチングシステムの運営について検討する必要があると考える。

循環資源マッチングシステムの運営については、環境への取組に精通した中小企業3R推進アドバイザの一層の有効活用を図ることとし、アドバイザ間で企業が求める情報の共有を図った上で企業への訪問回数を増やし、システムの周知・広報を強化した結果、マッチング成立件数が増加した。

14 環境衛生普及事業

【意見4-1】岡山県環境衛生協会の事務局を県庁内に設置すること、同協会の事務を県の職員が行うことについて、そのかかわり方を検討するとともに、補助金の対象を環境衛生協会のみとすることを改善すべきである。

岡山県環境衛生協会が全県的に環境政策に資する事業を実施していることを否定するものではないが、同協会と岡山県との関係については、必要に応じて改善するよう検討する必要がある。

また、補助金の対象についても、岡山県環境衛生協会のみとする必要まではないことから、改善を検討すべきである。

県と岡山県環境衛生協会との関わり方については、他県の状況等も参考にした上で一定の見直しを行うこととし、協会と協議しているところである。

また、補助金については、県内全域で環境衛生改善活動を行う団体を対象とした。

23 廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業

【意見4-2】上空監視事業の実施方法について、より安価な方法の有無について検討すべきである。

上空監視事業にヘリコプターを用いる方法が採用されているものの、ドローンの性能が向上していること等を踏まえると、同じ効果を得るためにより安価な方法を採用することが可能と思われることから、実施方法について再度検討すべきであると考える。

広域かつ網羅的な監視について、すべてをドローン等で代替することは困難であるが、局所的な定点監視等には導入していくこととした。

24 対応力強化事業

【意見4-3】研修会については、オンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。

研修会については、オンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。

研修会については、研修内容に応じて、オンラインを導入する。

1 自然公園事業

(3) 自然公園管理（野営場等）事業

【指摘事項5-1】野営場等の管理等の行政事務を執行するにあたって、基本計画を根拠とすべきである。

自然公園等施設技術指針は、野営場の管理等について、基本計画を策定することを前提としていることから、基本計画を根拠として事業を執行するよう徹底すべきである。

なお、当該野営場については令和3年3月に市へ譲渡されていることから、今後、野営場の管理に関する基本計画は策定されない予定である。

そのため、本事業については、措置をとることは不可能であるから、監査人としては、指摘事項としつつも、岡山県に対して措置を

技術指針では、基本計画は公園施設を新規に計画する場合に策定するものとされている。

当該野営場は指針制定前に整備したため基本計画を策定していなかったが、今後、新たに野営場を整備する場合には、基本計画を策定する。

求めることは予定していないが、法令に基づく行政の原則を徹底する必要があると思われるところから、指摘事項とした。

(4) 自然公園設備（国定公園等）事業

【指摘事項 5－2】請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

本事業の請負工事において、仕様の変更がなされているところ、仕様変更の必要性を直ちに否定するものではないものの、かかる手続きはガイドラインに違反している可能性がある。

この点、本事業は、舗装された土地を対象とする工事ではなく、山岳地など必ずしも舗装がされていない土地を対象とする工事である。そのため、当初の積算では予想できなかった事態が生じる可能性は、一般的の土木工事と比較して類型的に高い。このような事情から、当初の調査手続きは、比較的費用を掛けずして実施し、工事内容に変更が生じた都度に対応することで、工事費用の総額が低廉とすることが可能となるとの事情があることも把握することができた。

しかしながら、監査人としては、岡山県が定めたガイドラインが存在し、かかるガイドラインに違反していると思われる運用が存在する以上は、指摘事項とせざるを得ないと判断した。

本事業については、これまで岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）を踏まえて工事の執行を行ってきたところであるが、今後の工事の執行に際しては、大幅な仕様変更が生じないよう、調査設計をより詳細に行うとともに、請負代金が大幅に増額する場合には、原則として、別途契約を行うこととした。

2 塩釜園地再整備事業

【指摘事項 5－3】請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

一般競争入札手続きが完了した後に請負代金を50%増額することは、ガイドラインに違反する。

この点、自然公園を対象とした土木工事について、類型的に仕様変更の可能性が高いことは既に述べたとおりであるが、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

本事業については、これまで岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）を踏まえて工事の執行を行ってきたところであるが、今後の工事の執行に際しては、大幅な仕様変更が生じないよう、調査設計をより詳細に行うとともに、請負代金が大幅に増額する場合には、原則として、別途契約を行うこととした。

4 誘客アップに向けた自然公園設備整備事業

【指摘事項 5－4】自然公園の利用者の意見を可及的に広く集めることを検討すべきである。

本事業の有効性を検証するにあたり、実際の国定公園の利用者数のみではなく、利用者の意見を聴取することは重要であると思われる。

利用者が多く見込まれる自然公園内の県有施設を選定し、令和4年度末からQRコードを活用したアンケートを実施

る。例えば、利用者がどの地域から国定公園を訪問しているか等を把握することで、国定公園の運営に生かすことが可能となる。このように、国定公園の運営に当たっては、利用者の意見収集について検討すべきである。

なお、本事業は、自然公園のイメージの向上や利便性の向上を図り、誘客アップにつなげることを目的とする事業であり、執行された予算と観光客の増加の効果について、仔細に検討されるべき必要があることから、本事業については、指摘事項とした。

し、公園利用者の意見を収集することとした。

5 観光客アトラクト推進事業

【指摘事項 5－5】定量的な効果測定が困難な場合でも成果指標を設けるべきである。

本事業のように投資した金額の成果を定量的に測定することが困難であることは理解できる。

もっとも、例えば自然公園の利用者に対してアンケートを実施し、その際に看板を認識したかについて質問すること等も考えられる。

このように、本事業の成果を把握しつつ、成果に対して一定の指標を設けることは可能であると思われることから、成果指標の設定を検討すべきである。

なお、本事業は、前項の事業と同じく、国内外からの観光客の増加を図ることを目的とする事業であり、執行された予算と観光客の増加の効果について、仔細に検討されるべき必要があることから、本事業については、指摘事項とした。

看板を設置した大山隠岐国立公園区域内の県有施設において、令和4年度末からQRコードを活用したアンケートを実施し、公園利用者の意見を収集することとした。

また、毎年度、市町村の協力を得て大山隠岐国立公園の利用者数調査を実施しており、把握した利用者数を参考に成果指標を設定することとした。

16 自然環境保全推進事業

【意見 5－1】本事業の目的と自然保護基本計画との関連性を明確にすべく、本事業が目的とする事業内容を自然保護基本計画に盛り込むことを検討すべきである。

現在の自然保護基本計画から直ちに本事業が目的とする事業を直接導くことは些か困難と思われる。

本事業の予算執行額は約160万円であり、このような予算の執行を伴う事業である以上、民主的なコントロールを及ぼす必要がある。

しかしながら、本事業が目的とする事業と自然保護基本計画との関連性が必ずしも明確ではなかったことを踏まえ、本事業について自然保護基本計画等との関連性を明示する等の対応を検討すべきである。

岡山県自然保護基本計画の次期改定（令和6年度）においては、計画と各事業の関連性が明確となるよう記載方法を検討することとした。

17 みどりふれあい事業

(2) みどりふれあい（みどりの大会開催）事業

【意見5-2】みどりの大会の収支報告書について、「税込み」表示と「税抜き」表示を統一して標記すべきである。

みどりの大会の収支報告のうち、支出の内容について、「実績（税込）」とされているに拘わらず「計画」の消費税欄に消費税が記載されており、依然として、わかりにくくない標記となっていることから、わかりやすい標記となるように改善すべきである。

令和4年度事業から計画欄と実績欄の消費税の記載方法について受託者を指導し、「税込み」表示に統一した。

18 自然保護センター管理事業

【意見5-3】自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。

自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。

令和3年度分から、収支の状況をより適切に把握できるよう、収支報告書と帳簿類との突き合わせを行うこととした。